

令和7年度第1回国分寺市都市計画審議会  
次 第

開催日時：令和7年8月25日（月）14時30分～

開催場所：第1・2委員会室

1. 開 会
2. まちづくり部長挨拶
3. 新委員の紹介・配布資料確認等
4. 会長代理の指名
5. 議事録署名委員の指名
6. 諮問事項  
諮問第1号 国分寺都市計画緑地の変更（案）について
7. 意見聴取事項  
（1）特定生産緑地の指定について
8. その他
9. 閉 会

# 国分寺市都市計画審議会委員名簿

(敬称略，種別毎五十音順)

氏 名	摘 要	備 考
うし やま くにひこ 牛 山 久仁彦	1号委員 明治大学政治経済学部教授	
えん どう せい じ 遠 藤 誠 司	1号委員 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会より 推薦を受けた者	
か どう ひろし 加 藤 博	1号委員 東京むさし農業協同組合より推薦を受けた者	
かじ の けん いち 梶 野 賢 一	1号委員 国分寺消防署長	
た わ よう た 田 和 洋 太	1号委員 国分寺市商工会より推薦を受けた者	
ふじ が まさ と 藤 賀 雅 人	1号委員 工学院大学建築学部教授	
ほし たか し 星 卓 志	1号委員 工学院大学建築学部教授	会 長
よし ほら かず ひこ 吉 原 一 彦	1号委員 元東京都建設局理事	
く ぼ けいこ 久 保 けいこ	2号委員 市議会議員	
た なか まさ よし 田 中 政 義	2号委員 市議会議員	
てら しま たけし 寺 嶋 たけし	2号委員 市議会議員	
とり い あかね 鳥 居 あかね	2号委員 市議会議員	
はせべ とよ こ はせべ 豊 子	2号委員 市議会議員	
まつ おか まり 松 岡 まり	2号委員 市議会議員	
うえ だ かず ひで 植 田 和 秀	3号委員 公募市民	
わ だ しゅう じ 和 田 秀 司	3号委員 公募市民	

※1号委員：識見を有する者 2号委員：市議会の議員 3号委員：公募により選出された市民

## 令和6年度 第2回 国分寺市都市計画審議会 議事録

日 時：令和6年11月18日(水) 午後2時00分～午後2時45分

会 場：第一庁舎3階 第1・2委員会室

次 第：1. 開 会

2. 配布資料確認

3. 議事録署名委員の指名

4. 諮問事項

諮問第2号 国分寺都市計画緑地の変更について

諮問第3号 国分寺都市計画生産緑地地区の変更について

5. 報告事項

(1) (仮称)国分寺都市計画緑地第7号西町五丁目緑地の指定について

6. その他

7. 閉 会

出席委員 (15名)

会 長：星 卓志 (第1号委員)

会長代理：皆川 りうこ (第2号委員)

出席委員：【第1号委員】

【第2号委員】

【第3号委員】

浅見 匡哉

鈴木 ちひろ

植田 和秀

遠藤 誠司

高瀬 かおる

和田 秀司

加藤 博

鳥居 あかね

田和 洋太

はぎの 英輔

藤賀 雅人

森田 たかし

吉原 一彦

欠席委員 (1名)：【第1号委員】牛山 久仁彦

市出席者：加藤 政幸 (まちづくり部長)

岡沢 法彦 (緑と公園課長)、佐藤 豊一 (緑と公園課公園緑地担当係長)

事務局：三田 俊子 (まちづくり計画課長)、山本 和希 (まちづくり計画課計画担当係長)、

小野村 和 (まちづくり計画課計画担当)

傍聴者：なし

## 1. 開 会

会長より開会宣言

## 2. 配布資料確認

事務局より配布資料確認

## 3. 議事録委員の指名

和田秀司委員が会長より指名される

## 4. 諮問事項

会 長：諮問事項に入る。諮問事項について、まちづくり部長より説明を願いたい。  
(まちづくり部長より諮問説明)

### ●諮問第2号

会 長：諮問第2号国分寺都市計画緑地の変更について担当より説明を願いたい。  
(緑と公園課長より配布資料に基づき説明)

会 長：何か意見・質問等あるか。

皆川委員：土地の所有者の意見も踏まえ、手続としては問題なく行っていると認識している。念のために確認だが、現在、新町樹林地の都市計画の網掛けに隣接したところに福祉施設がある。一昨日 20 周年のイベントがあったところだが、今後そちらの活動の内容について何か大きな変化があるものなのか。この手続きによって、当然そちらの団体ともコミュニケーションをとっていると思うが、今後の状況について教えていただきたい。

緑と公園課長：先週の土曜日にイベントがあり、おそらくまだ民地である部分を使ってテントを張り、催しを行ったのだと認識している。都市計画緑地として供用開始以降については、ほかの公園と同様に、イベントを開催する場合は事前に相談をいただき、公園の機能に支障がない範囲で使用を認める形になる。おそらく同じようなことはできると考えている。

皆川委員：実際ビニールハウスなども設置しており、そこでも様々、植栽等作業を含めてやっているところである。もう少し先だが、整備に向けてそのようなものが撤収されるということになるのか。

緑と公園課長：5 ページを見ていただきたい。少し変形した緑の枠で囲まれた部分が今回都市計画緑地として定めていく場所になる。今、皆川委員が言われた部分については、この地図でいう左側、要するに西側の部分で、そこについては今回、都市計画の網をか

けない範囲となっている。現状のまま使えるかと想定する。

皆川委員：近隣の方はもとより、今申し上げた法人とも情報共有しながら、また、障害者政策というところでは、かなり貢献していただいているところなので、この計画を理解していただき協力しながら今後進めていってほしい。

会 長：ひととおり議論され、理解が得られたと思われるので、本内容を持って都市計画変更とすることによろしいか。

＜全員賛成＞

会 長：全員賛成により、本内容をもって、都市計画変更とするものとして答申することとする。

### ●諮問第3号

会 長：続いて諮問第3号国分寺都市計画生産緑地地区の変更について説明願いたい。  
(まちづくり計画課計画担当より配布資料及びスクリーンの資料にて説明)

会 長：何か質問、意見等はあるか。

高瀬委員：103番と7番の2か所だが、この図で見ると青いところがそれにあたるということだが、削除したうえで今度さらに追加するというのは、同じ場所なのか教えてほしい。

計画担当：同じ場所という認識で間違いはない。令和5年度に一度相続が発生し、買取申出がなされたため、生産緑地として削除した。しかし、相続後に売らずに済み、農地を残したいということで令和6年度追加指定の意向があり、再び生産緑地として追加することとなった。このことから削除して追加という形になっている。

計画課係長：市内に生産緑地は数多くあり、個々の農地について削除や追加のたびに都市計画変更するということができない都合上、年に1回このような形で都市計画変更をしている。今回削除して追加をする2件の生産緑地については、令和5年度中に相続等が起きて、もう畑が続けられないということで買取申出がされ、そこから3か月たったことで、行為制限の解除となっている畑として、肥培管理の義務がなくなっている状態である。そのような農地については、再度行為制限を付加するとなると、再度都市計画決定をして、生産緑地に指定する必要があるので、1回の都市計画審議会にはなってしまうが、削除してそのうえでもう一回指定することによって、再度行為制限がかかり、税制の優遇などが受けられるような形になっている。

会 長：私もよくわからなくて勉強したが、同じ日に削除し、もう一度都市計画決定することは、都市計画的には意味がない行為である。しかし、生産緑地法では行為制限が解除

されると、もう一回行為制限をかけるという規定がない。都市計画決定を新たにしないと行為制限はかからない。

皆川委員：資料9ページ。目次にはなるが、「第1 削除のみを行う位置および区域」というのがある。理由として公共施設等の用地または買取申出に伴う行為制限の解除により、宅地等に転用され、生産緑地の機能を失ったために云々とあるが、この場合の宅地等の等は、何かほかに転用されたものがあるのか。そういう意味で等としているのか教えていただきたい。

計画課係長：基本的には宅地に転用されてしまうが、そのまま耕さないままの土地というところもある。

皆川委員：にわか勉強ではあるが、規制緩和の部分があるので、建築規制の緩和があった際、例えば生産緑地内に農家レストランという風なものを設置できると。スーパーとか生産緑地と関係ないものはだめだが、地域内の農産物を提供するレストランも建てられるということがあるようなので、もしかしたらそういうのも等に含まれるのかと思い確認した。

計画課係長：現状としては農家レストランは国分寺市内ではまだできていない。

皆川委員：今の件は承知した。

もう1点、資料の12ページ。本多地域だが、こののみがみなし精査ということだが、5ページにもあるが、みなし精査に関しては、生産緑地全体が道連れ解除にならないようにということでの運用のようだが、説明を加えてもらうとありがたい。

計画担当：みなしというのは、旧法で定められた生産緑地地区になっている。旧法については、昭和49年から平成3年までの改正までに期間で定められたものであり、現在の新法の生産緑地とは面積や買取申出ができる期間というものが異なるものとなっている。みなしに関しては平成3年度に改正があった際に、旧生産緑地に関しては、現行の生産緑地にみなすとしており、旧法で指定したものについてみなしとしている。また精査については、追加指定した際の面積と削除するにあたり実測した面積が異なる場合があり、その誤差を埋めるために精査として面積を修正している。そのため、今回みなし精査というものは旧法にて指定されたものを削除するにあたり、まず削除箇所をみなしの面積として削除、そして削除するにあたり測った際に、追加指定の際の面積誤差があったため、みなし精査として誤差を埋めているという形になっている。

皆川委員：みなしという制度が新しく新法によって取り入れられたという事だと理解したが、そ

れとは違うのか。そこを確認させてほしい。

計画課係長：昭和 49 年から平成 3 年までの旧生産緑地法について、新しい平成 3 年にできた新法の生産緑地地区の制度で、生産緑地としてみなすとしており、このような表現にしている。

皆川委員：了解した。

会 長：ひととおり議論され、理解が得られたと思われるので、本内容を持って都市計画変更とすることによろしいか。

＜全員賛成＞

会 長：全員賛成により、本内容をもって、都市計画変更とするものとして答申することとする。

## 5. 報告事項

### ●報告事項（1）

会 長：次に報告事項に入る。

（1）（仮称）国分寺都市計画緑地第 7 号西町五丁目緑地の指定について、説明を願いたい。

（緑と公園課長より資料に基づき説明）

会 長：何か質問、意見等はあるか。

吉原委員：2 ページの公図を見ると水路が走っているようだが、3 ページの航空地図だと水路らしきものがない。公図上あるが、実際はなくなっているものなのか。

緑と公園課長：公図上残っていて、今は水が流れていない水路になる。ここの部分は胎内堀というか、地中に水路跡の空間がある

吉原委員：水が流れるところとして生きているのか。

緑と公園課長：当該地の少し南側の西町 4 丁目地区で実際に発掘をして、そこに土の穴が管のようになっているものが確認されており、西町 4 丁目の方では史跡に指定対応を図っているところがある。

会 長：今の質問で気づいたが、この水路部分の所有権をだれが持っているのか。

緑と公園課長：国分寺市である。

会 長：手続きのところ、通常国分寺市は縦覧期間中に説明会をやるが、今回は違うのか。

緑と公園課長：告示をして、告示後の縦覧期間の中で説明会を行います。

高瀬委員：西町5丁目の写真の資料2ページだが、購入予定地ということで、令和8年度に用地取得をすると記載されているが、その購入予定地というのはこの図でいうと6-7のみで、あとは寄付や既に公有化されているという認識でよいのか。

緑と公園課長：2ページを見ていただくと6-7のところと、6-7の地図上右側の東側にある6-2の一部がある。そのため、6-2の一部と6-7を取得する予定である。

高瀬委員：寄付をいただけるという事で非常にありがたいと思っている。

令和10年度、少し先ではあるが、市立公園条例の一部改正とあるが、具体的にどのような改正なのか教えてほしい。

緑と公園課長：西町しばざくら公園を含めたエリアを考えている。西町しばざくら公園は都市公園と外の公園という位置づけになっているが、都市計画エリアの中に入るということで、都市公園に位置づけを変えることが一点。この都市計画緑地を都市公園として公園条例に位置付けていくことが1点。この2点の改正を予定しているところである。

高瀬委員：資料4ページの航空地図だが、都市計画緑地にする部分の北側のところが、東京都の土地と民有樹林地という事で都有地に挟まれている民有樹林地があるが、それについて、一体的に管理するという意味で、公有化が考えられるのかどうか教えてほしい。

緑と公園課長：現在のところ都が間に入る形になるので、これ自体を緑地として考えていく予定はない。市の指定文化財の一部になっているため、その辺の折り合いを含め今後の話になってくると思う。

高瀬委員：民有樹林地という事で、貴重な樹林地、緑であると思う。国分寺市はどんどん樹林地が減っていると報告をいただいているので、ぜひ検討し地権者とも相談してもらえれば思う。

会 長：ほかにないようなので、報告事項は終了。

## 6. その他

会 長：次第「6. その他」について事務局から何かあるか。

事務局：今年度都市計画審議会は今回が最後の予定。来年度の第1回都市計画審議会開催は8月を予定している。日程調整等は追って連絡する。

## 7. 閉会

会長より閉会宣言

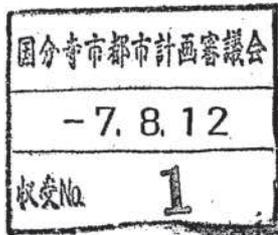
国分寺市都市計画審議会運営規則第3条の規定により、ここに署名する。

国分寺市都市計画審議会会長

星 卓 志

国分寺市都市計画審議会委員

和田秀司



諮問第1号

令和7年8月12日

国分寺市都市計画審議会

会長 星 卓 志 様

国分寺市長 丸 山 哲 平



国分寺都市計画緑地の変更（案）について（諮問）

国分寺市都市計画審議会条例第2条第1項の規定に基づき、下記事項について諮問します。

記

1 国分寺都市計画緑地の変更（案）について

理由 国分寺市の都市計画（案）の決定のため  
（国分寺市まちづくり条例第32条第5項）

国分寺都市計画緑地の変更（案）

（国分寺市決定）

# 目 次

○ 都市計画の案の理由書 . . . . . P 1

○ 計画書 (案) . . . . . P 2

○ 総括図・計画図 (案) . . . . . P 4

(参考資料 1)

○ 都市計画の策定の経緯の概要書 . . . . . P 6

(参考資料 2)

○ 懇談会及び都市計画原案に関する説明会の概要 . . . . . P 7

(参考資料 3)

○ 国分寺都市計画緑地の都市計画変更 (原案) についての意見書に  
対する見解 . . . . . P 8

(参考資料 4)

○ 周辺状況図・現地写真 . . . . . P10

## 都市計画の案の理由書

### 1 種類・名称

国分寺都市計画緑地 第7号 西町五丁目緑地

### 2 理由

本計画地は、都市計画公園・緑地が少ない市の北西側のエリアに位置する崖線で、良好な樹林地の形態をなしている。

国分寺市都市計画マスタープラン（平成28年2月）の「地域のまちづくりの方針の体系」において、本計画地が位置する西町地域は、「地域資源を活かした自然を感じられる空間を形成します」としている。

また、「国分寺市緑の基本計画2011（平成23年3月）」の「計画の基本方針」において、「緑と水の保全・活用」を掲げ、「国分寺崖線の緑や湧水、農地、雑木林、屋敷林など、本市の貴重な緑と水辺を守り、活かし次世代に引き継いでいきます」としている。

こうしたことから、市内に残る数少ない緑地の一つを樹林地として保全・活用し、恒久的に自然環境の保全を図るため、本計画地約0.19ヘクタールを都市計画緑地に追加する都市計画変更を行うものである。

# 国分寺都市計画緑地

## 計画書(案)

(国分寺市決定)

様式 2

国分寺都市計画緑地の変更（案）（国分寺市決定）

国分寺都市計画緑地に第7号西町五丁目緑地を次のように追加する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	緑地名			
緑地	第7号	西町五丁目 緑地	国分寺市西町 五丁目地内	約0.19ha	現に存する樹を緑 林地目的とす

「区域は計画図表示のとおり」

理由 緑地の配置及び保全を検討の結果、恒久的に自然環境の保全を図る必要があるため、上記のとおり緑地を追加する。

新旧対照表

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	緑地名			
緑地	第7号	西町五丁目 緑地	国分寺市西町 五丁目地内	約0.19ha	追加

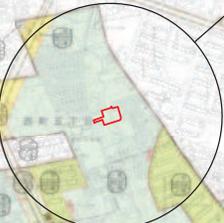
# 国分寺都市計画図

国分寺市の都市計画、土地利用、交通、公共施設、緑地等の計画を示す図。本図は、国分寺市都市計画部が作成したもので、最新の計画を示している。

この図は、国分寺市の都市計画を示すもので、土地利用、交通、公共施設、緑地等の計画を示している。本図は、国分寺市都市計画部が作成したもので、最新の計画を示している。

色	用途
緑	公園緑地
黄緑	公園緑地
黄	公園緑地
オレンジ	公園緑地
赤	公園緑地
紫	公園緑地
青	公園緑地
白	公園緑地

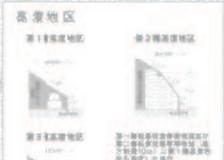
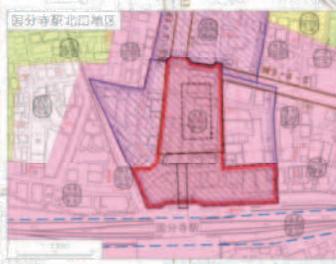
第7号西町五丁目緑地



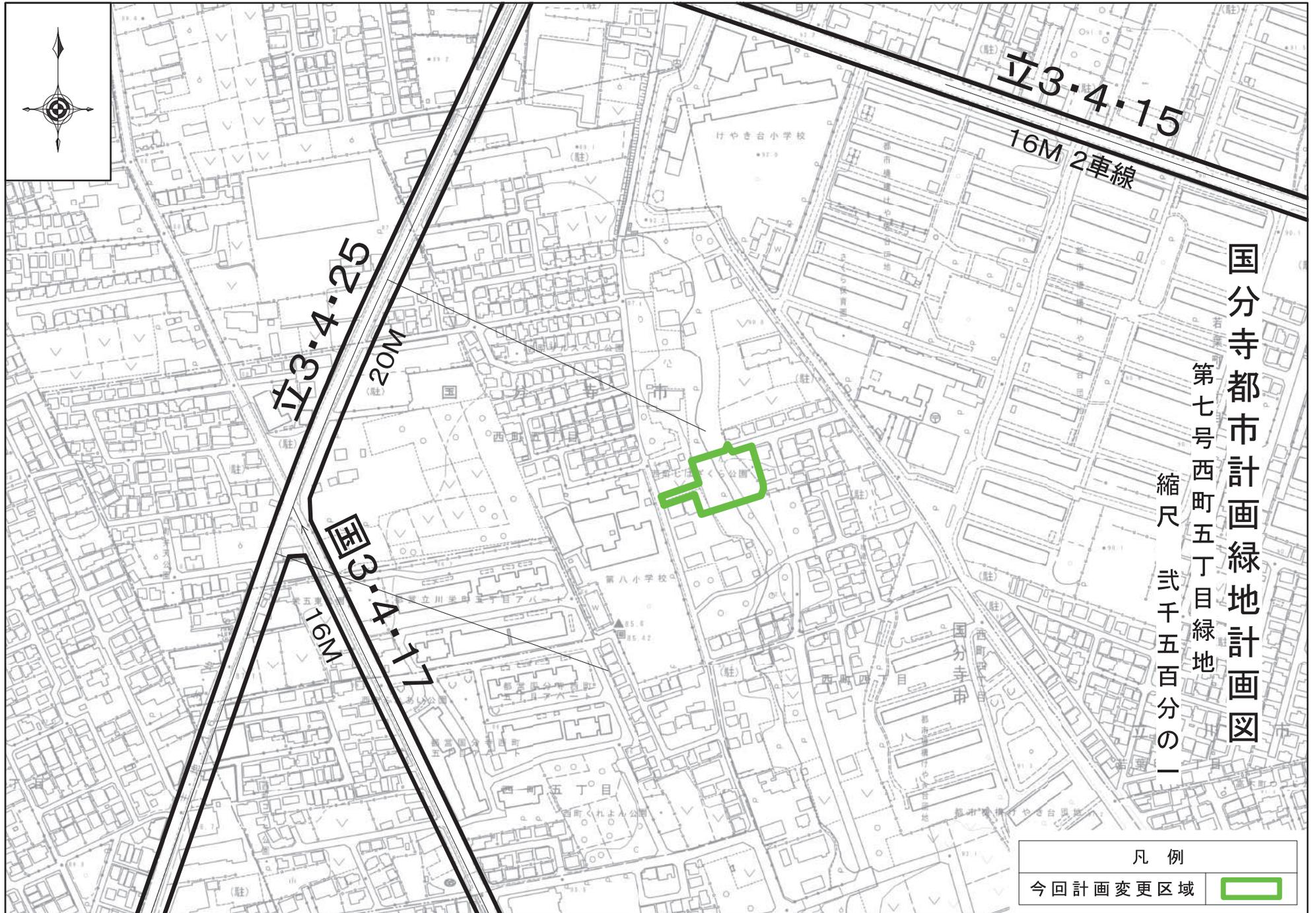
## 国分寺都市計画緑地総括図

第七号西町五丁目緑地  
縮尺 一万分の一

色	用途
緑	公園緑地
黄緑	公園緑地
黄	公園緑地
オレンジ	公園緑地
赤	公園緑地
紫	公園緑地
青	公園緑地
白	公園緑地



本図面は、縮図である。



「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ずる。（承認番号）6都市基街都第244号、令和6年12月19日」



都市計画の策定の経緯の概要書

国分寺都市計画緑地の（ 決定・変更 ）

事 項	時 期	備 考
懇談会の開催	令和7年5月19日	参加者13名
都市計画原案の公告	令和7年6月17日	
都市計画原案の縦覧	令和7年6月18日から 令和7年7月1日まで	
説明会の開催	令和7年6月26日	参加者9名
意見書の提出期間	令和7年6月18日から 令和7年7月8日まで	意見書3件
公聴会の開催	公述申出書が提出されなかつたため、条例に基づき中止	
国分寺市都市計画審議会	令和7年8月25日	
東京都知事協議	令和7年8月28日	予定
都市計画案の公告	令和7年10月1日	予定
都市計画案の縦覧	令和7年10月2日から 令和7年10月22日まで	予定
意見書の提出期間	令和7年10月2日から 令和7年10月22日まで	予定
説明会の開催	令和7年10月9日	予定
国分寺市都市計画審議会	令和7年11月20日	予定
決 定 告 示	令和7年12月10日	予定

## ■懇談会及び都市計画原案に関する説明会の概要

### □懇談会

日 時：令和7年5月19日（月）18：30～20：00

場 所：西町地域センター 集会室

参加者：13名

（主な意見）

#### 【都市計画について】

- ・既存の緑地を保全し、都市計画緑地として緑を残すことには異論はない。

#### 【その他】

- ・緑を保全することは良いのですが、そのあとのことも考えてやってほしい。
- ・整備して人が立ち入るようになって自然が破壊されてしまうことがないようにしてほしい。
- ・寄附された緑地を保全するというだけではなく、しっかり適切に管理してほしい。
- ・今の緑地をそのまま保全してほしい。
- ・今後の説明の時に将来的な整備内容も説明してほしい。

### □都市計画原案に関する説明会

日 時：令和7年6月26日（木）18：30～19：20

場 所：西町地域センター 集会室

参加者：9名

（主な意見）

#### 【都市計画について】

都市計画緑地の指定について、反対する意見はない。

#### 【その他】

- ・緑の保全の方法や考え方は様々だが、動植物に配慮した緑地にしてほしい。
- ・昔水路があった事をなんらか生かせないだろうか。
- ・小学校が近いので、生徒さんも安心して利用できる緑地にしてほしい。

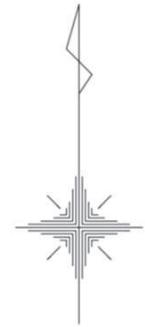
国分寺都市計画緑地の  
都市計画変更（原案）についての意見書に対する見解

国分寺都市計画緑地の都市計画変更（原案）を、公告（令和7年6月17日）の翌日から令和7年7月1日まで公衆の縦覧に供し、令和7年7月8日まで意見書を受け付けたところ、3通（3名）の意見書の提出がありました。その要旨と市の見解は次のとおりです。

### 1. 国分寺都市計画緑地についての意見

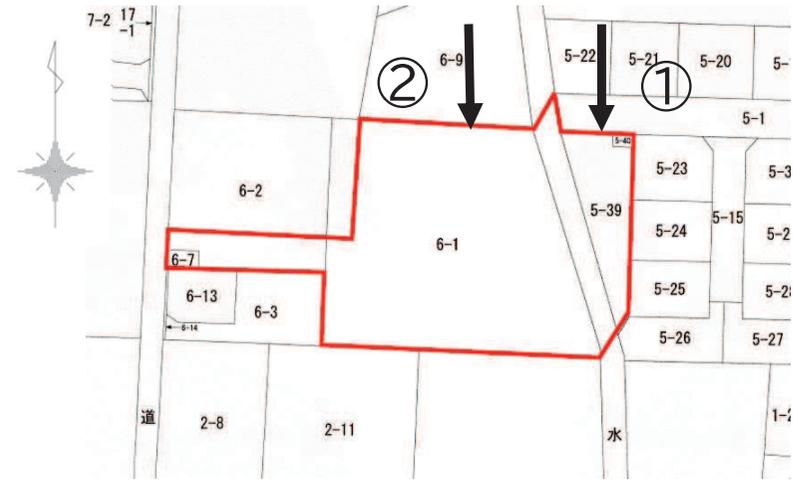
意見書の要旨	市の見解
<p>この林は植物・動物・昆虫などの生き物のすみかとして、その物質循環が自然の状態で推移している（つまり人間の手が加わらない状態の）生態系が見られる場所です。</p> <p>この貴重な樹林地を多様な生き物の住処としてご理解頂き、次世代の子供たちの学びの場として活用できるような保全をお願いいたします。</p>	<p>緑地の保全を前提とした御意見ありがとうございます。</p> <p>具体的な保全の方法につきましては、今後、皆様の御意見を伺いながら検討してまいります。</p>
<p>「西町5丁目緑地を将来にわたって保存する」という内容に賛成です。</p> <p>市が維持管理してくださるのは、理想的だと思います。</p> <p>ハケは、野川とともに国分寺の自然観光資源でもあります。大事にしていきたいです。</p> <p>「樹林地の保存を計画する」という市からの提案で、サステイナブルなすばらしい案だと思います。</p> <p>恋ヶ窪樹林地のような同じタイプの樹林地を作るのではなく、それぞれの土地に合わせた樹林地の保存をしてほしいです。平兵衛樹林地もよく残されています。ハケはハケとして、後世に残すことを望みます。</p>	<p>将来にわたって緑地を保存することに御賛同いただきありがとうございます。</p> <p>今後の整備につきましては、皆様の御意見を伺いながら、その土地の特質性を踏まえ、検討してまいります。</p>
<p>都市の樹林地は環境保全の効果をもたらします。例えば、大気浄化やヒートアイランドの抑制効果などプラスの効果がありますし、優れた景観の形成にも役立っています。また様々な生き物の住処や移動の中継地点となり、小規模ではあるものの独自の生態系を形成します。</p> <p>この樹林地は国分寺崖線上にあり、この地域の文化と関連の深い場所でもありますし、小学校もすぐそばにあり子ども達の自然の学習・郷土の学習の場にもなっていて、教育的・文化的価値を有した樹林地です。この樹林地での学習は教育的に有効であることを肌で感じています。</p> <p>以上の理由から、樹林地としての保全を望みます。</p>	<p>樹林地としての保全に御賛同いただきありがとうございます。</p> <p>具体的な保全の方法につきましては、今後、皆様の御意見を伺いながら検討してまいります。</p>

# 周辺状況図



- 計画地
- 保存樹林地
- 水路跡
- 生産緑地
- 緑地保全地域
- 西町しばざくら公園

# 現地写真 1



①

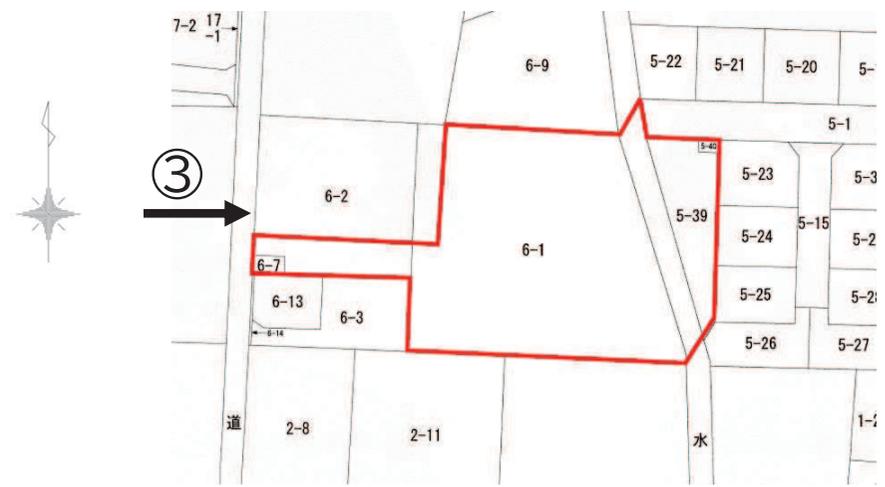


②



# 現地写真 2

③



## 特定生産緑地の指定について

### 1. 生産緑地とは

市街化区域の農地における緑地機能を積極的に評価し、農業と調和した都市環境づくりなどに役立つ農地を保全することで、良好な都市環境の形成を図るための制度のことで、

生産緑地の指定を受けると、以下のような義務が課されるとともに、優遇措置を受けることができます。

- 指定から30年間の営農義務
- 建築や開発等の行為制限
- 固定資産税等の課税評価が農地課税（市街化区域内農地評価の約1/500）
- 相続税の納税猶予制度の適用を受けられる

生産緑地の行為制限を解除し、農業以外の利用を可能にするためには、下記の要件のいずれかに該当し、市長に対して生産緑地の買取り申出をしなければなりません。

- 主たる農業従事者の死亡・故障
- 生産緑地の指定から30年経過

### ○生産緑地の指定状況

令和7年1月1日時点      238件      約110.27ha

### 2. 特定生産緑地とは

生産緑地は指定から、30年経過すると、いつでも買取り申出ができるようになります。

30年経過後も生産緑地の保全を図っていくため、生産緑地法が改正（平成30年4月施行）され、「特定生産緑地制度」が創設されました。

特定生産緑地は、所有者の意向を基に、市長が指定を行います。特定生産緑地の指定を受けた場合と受けない場合には、以下のような違いが発生します。

	特定生産緑地の 指定を受けた場合	特定生産緑地の 指定を受けない場合
生産緑地指定から 30年経過後	生産緑地+特定生産緑地に 指定される	生産緑地に指定されたまま
買取り申出	主たる従事者の死亡等の 場合のみ可能	いつでも可能
固定資産税	引き続き農地課税	農地課税から宅地並み課税へ 5年間で段階的に上昇
相続税納税猶予制度	次の相続においても適用	現在適用されている 納税猶予のみ
その他補足	10年毎に指定の継続の可否を 判断できる	• 買取り申出をしない限り、 行為制限はかかったまま

○特定生産緑地の指定状況

令和7年1月1日時点      203件      約85.48ha

○令和7年度特定生産緑地指定のスケジュール（平成9年度に生産緑地に指定された農地が対象）

生産緑地の指定から30年経過後に特定生産緑地に指定することができません。

このため、指定漏れがないよう、申出基準日の約3年前より指定申請の受付を行っています。

申請受付	審査（現地確認）	都市計画審議会への 意見聴取	指定の公示
令和7年 2月21日まで	令和7年7月	令和7年 8月25日	令和7年9月 （予定）

○特定生産緑地の指定対象の生産緑地（※令和7年8月1日時点）

2件   約0.01ha

特定生産緑地の指定

番号	位置	生産緑地 地区番号	面積				申出基準日	図面番号
			<small>生産緑地地区 (都市計画R7.1.1決定)</small>	既指定面積	<small>新たに指定 する区域</small>	削除する面積		
96	国分寺市高木町一丁目地内	96	約 32,560 m <sup>2</sup>	約 31,650 m <sup>2</sup>	約 50 m <sup>2</sup>	約 0 m <sup>2</sup>	令和9年11月20日	2 / 2
160	国分寺市北町二丁目地内	160	約 32,480 m <sup>2</sup>	約 32,190 m <sup>2</sup>	約 40 m <sup>2</sup>	約 0 m <sup>2</sup>	令和9年11月20日	1 / 2

# 特定生産緑地計画図

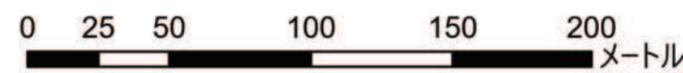
図面番号  
1/2

地形図番号  
26-03 上水新町 26-08 高木町



凡 例	
	既指定区域 (旧第1種)
	既指定区域 (新法)
	特定生産緑地既指定区域
	特定生産緑地に指定する区域

縮尺 1:2,500

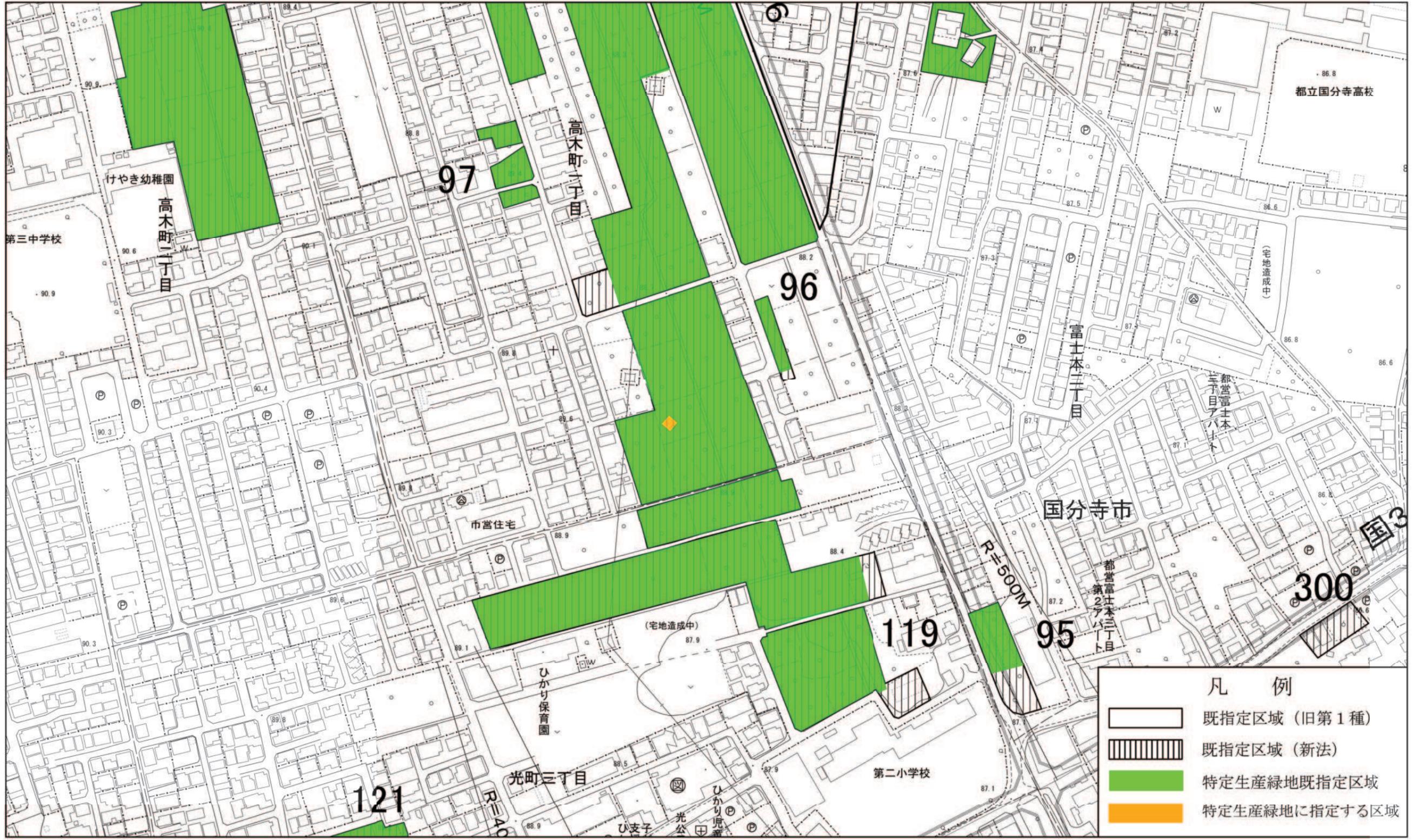


この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図を利用して作成したものである。(承認番号)7都市基交著第8号 令和7年5月13日  
 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。  
 ただし、計画線は、都市計画道路の計画線から転記したものである。(承認番号)7都市基街都第33号 令和7年4月22日  
 平面直角座標値は、世界測地系に対応。無断複製を禁ず。

# 特定生産緑地計画図

図面番号  
2/2

地形図番号  
26-08 高木町



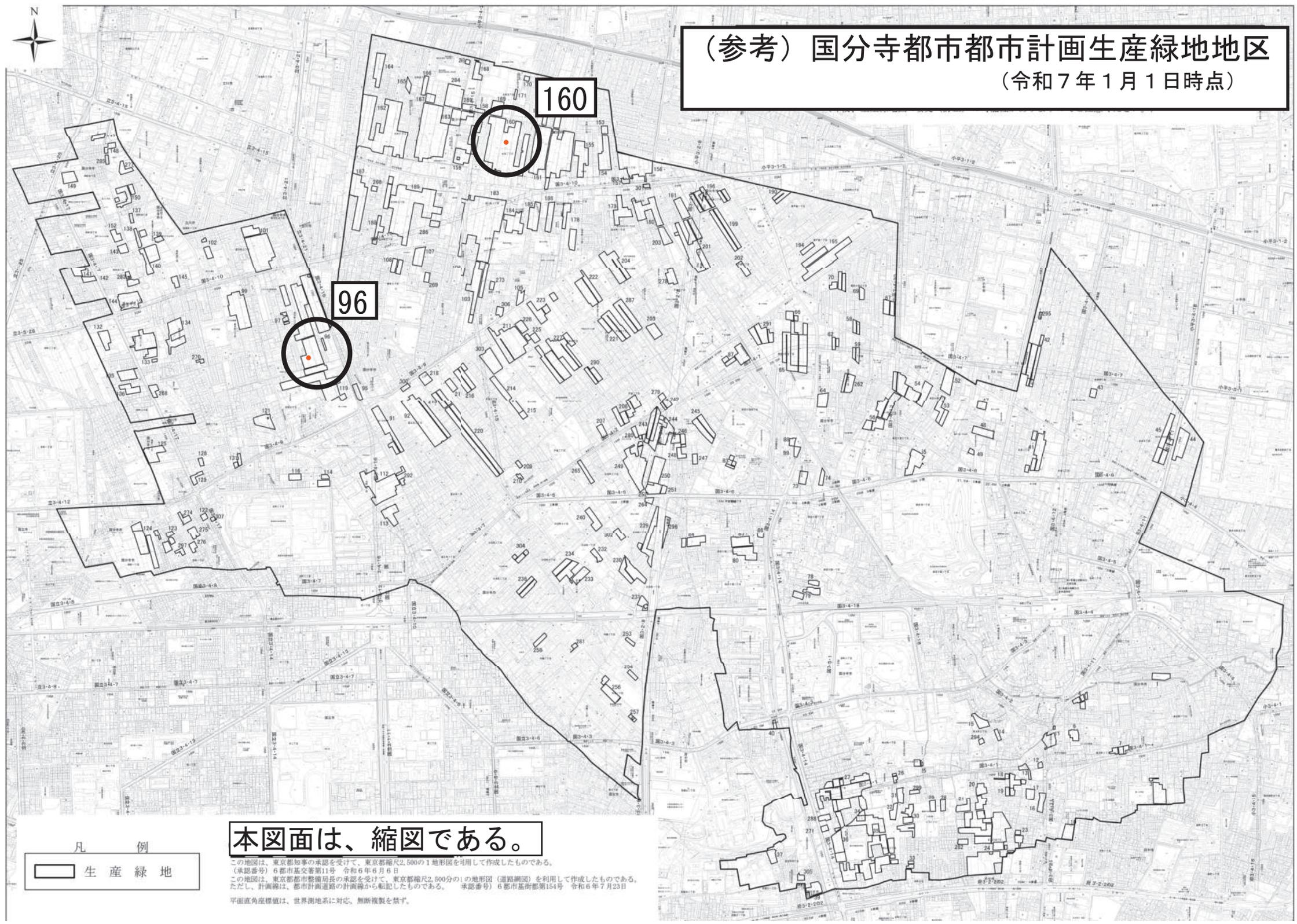
凡 例	
	既指定区域 (旧第1種)
	既指定区域 (新法)
	特定生産緑地既指定区域
	特定生産緑地に指定する区域



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図を利用して作成したものである。(承認番号)7都市基交著第8号 令和7年5月13日  
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。  
ただし、計画線は、都市計画道路の計画線から転記したものである。(承認番号)7都市基街都第33号 令和7年4月22日  
平面直角座標値は、世界測地系に対応。無断複製を禁ず。

# (参考) 国分寺都市都市計画生産緑地地区

(令和7年1月1日時点)



本図面は、縮図である。

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500の1地形図を引用して作成したものである。  
(承認番号) 6都市基交審第11号 令和6年6月6日  
この地図は、東京都都市整備局長の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路網図)を利用して作成したものである。  
ただし、計画線は、都市計画道路の計画線から転記したものである。(承認番号) 6都市基併部第154号 令和6年7月23日  
平面直角座標値は、世界測地系に対応、無断複製を禁ず。

凡 例

生産緑地